【参考資料2】

三重県循環器病対策推進協議会部会設置要領

（設　置）

第１条　三重県循環器病対策推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき効果的な施策を推進するため、次に掲げる部会を設置する。

（１）脳血管疾患対策部会

（２）心疾患対策部会

（３）社会連携・リハビリ部会

（所掌事項）

第２条　部会では、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）脳血管疾患対策部会

イ　脳血管疾患医療提供体制に関する事項

ロ　イに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（２）心疾患対策部会

イ　心疾患医療提供体制に関する事項

ロ　イに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（３）社会連携・リハビリ部会

イ　循環器病の予防や知識の普及啓発に関する事項

ロ　リハビリテーション等の取組の充実に関する事項

ハ　社会連携に基づく循環器病対策に関する事項

ニ　イ、ロ及びハに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織等）

第３条　部会は、要綱第８条第２項に基づく委員（同項の専門委員を含む。以下同じ。）で構成する。

２　部会には、要綱第８条第３項に基づき部会長を置く。

３　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

４　部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、任期の途中で委員の交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　部会長は、部会の議長となる。

２　部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

３　部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（ＷＥＢ会議システムを利用した会議への出席）

第６条　部会において、部会長が必要と認めるときは、委員は、ＷＥＢ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

２　ＷＥＢ会議システムによる出席は前条第３項に規定する出席に含めるものとする。ＷＥＢ会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時適格な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

３　ＷＥＢ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該ＷＥＢ会議システムを利用する委員は、その時点から退席したものとみなす。

４　ＷＥＢ会議システムによる出席は、可能な限り静粛な個室その他これに類する施設で行うこととし、前項に規定することが生じないよう、事前に接続環境を十分に確認して部会に臨むよう努めなければならない。

（庶　務）

第７条　部会の庶務は、医療保健部医療政策課において処理する。

（委　任）

第８条　この要領に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（附　則）

この要領は、令和３年５月１９日から施行する。